

次に移ります。

ビジネスケアラーについて。

認識及び情報発信について伺います。

高齢化や生産年齢の人口減少が進む中、仕事をしながら、家族等の介護に従事するビジネスケアラーが増加しており、国や企業に対する影響の大きさから注目が集まっております。

ビジネスケアラーは、2022年時点で約274万人と言われており、団塊の世代が75歳の後期高齢者となる2025年以降は、介護による離職者が一層加速すると見込まれ、経済産業省発表の試算では2030年には家族介護者数約833万人に対して約4割の318万人がビジネスケアラーになると見込まれています。

ビジネスケアラーになることで、仕事と介護の両立が困難になる影響は個人的なものにとどまらず、介護離職や介護発生に伴う物理的・精神的負担等によって起きる経済損失は、2030年には約9兆円を上回る見込みであり、ビジネスケアラーに対して社会全体が対応すべき課題であると考えます。

そこで質問です。

1点目に、社会全体で起きているビジネスケアラーに対し、本市の認識及びその実態について、お伺いします。

家族の介護は突然に発生することも多く、事前の準備や心構えがないと介護休業の長期化や本人の金銭的負担の増加などの課題も発生します。

ビジネスケアラーなどの介護離職者は45歳頃から増え始め、50歳から64歳がその約5割を占めています。そのため45歳頃になるまでに、家族の介護に関する情報や行政や会社が行う支援に関して、知っておくことが必要となります。よって、介護に直面する前に情報を取得し、家族との相談や準備を進めていく必要があると考えます。

そこで2点目の質問です。ビジネスケアラーに対し、積極的な情報発信をすべきであると思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）

ビジネスケアラーについて、お答えいたします。

認識及び情報発信についてでございます。

まず、本市の認識及びその実態について、お答えいたします。

近年、労働人口は急激に減少しており、企業の人手不足が深刻化する中、仕事と家族の介護を両立するビジネスケアラーが増加しております。そのため、仕事と家族の介護の両立に対する支援の必要性は、国をはじめとした多くの機関で注目されており、本市におきましても、個人の生活だけでなく、企業の労働力維持、地域経済の安定にも大きな影響を及ぼす重要な社会課題であると認識いたしております。

現在のところ、本市におきましては、ビジネスケアラーに特化した支援施策はございませんが、地域包括支援センターを中心に高齢者に関する総合相談支援を行っており、必要に応じて仕事と家族の介護の両立に関する悩みに関する相談支援を行っているところでございます。

次に、積極的な情報発信についてでございます。

介護は予期せぬ形で始まることが

多く、事前の情報提供や心構えの醸成が重要であると考えており、市ホームページや市政だよりなどを通じて、仕事と介護が両立できる職場環境づくりの周知啓発に努めてまいりますとともに、情報提供や支援の在り方について、先進事例などの調査研究を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 積極的な情報発信をお願いいたします。

次に、相談窓口及び支援について、伺います。

3点目の質問です。

介護などに初めて直面するビジネスケアラーは誰に相談すればいいか、どこに相談できるのか分からない人も多いと思います。

また、職場では周囲に迷惑をかけたくない、自分の評価が下がるなどの理由から、悩みを相談できない人もいると思います。

そのような中、本市において、ビジネスケアラー等の専用相談窓口を設置することで、仕事と介護の両立に伴う様々な問題に対して専門的な支援が提供できるようになるのではと考えますが、御所見をお伺いいたします。

厚生労働省では、離職を防ぎ、仕事と介護を両立させるための支援制度を、育児・介護休業法で定められています。そして、育児・介護休業法が昨年5月に改正され、今年4月1日から段階的に施行されるようになりました。この改正では、介護離職防止のために、雇用環境整備や介護に関する制度の周知強化が重点的にうたわれています。具体的には、介護休暇を取得できる要件が緩和され、継続雇用期間が6か月未満の方も介護休暇の対象となりました。

さらに企業では、就業規則の見直しや従業員に制度の周知を適切に行うことが必要となります。

そして、この改正により、ビジネスケアラーが仕事と介護を両立しやすい環境に整備されることが期待されています。

そこで、4点目の質問です。

ビジネスケアラーを支援することは、ビジネスケアラーの負担軽減、そして企業の生産性向上、地域の支え合いの強化も期待できると思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 相談窓口及び支援について、お答えいたします。

まず、ビジネスケアラーに関する専門の相談窓口の設置についてでございます。

現在、本市におきましては、ビジネスケアラーに関する専門の相談窓口はございませんが、地域包括支援センター及び地域の相談窓口となっている9か所の協力機関、ブランチにおきまして、高齢者本人だけでなく、その家族や介護者からの相談に対し、包括的な相談支援を行っているところでございます。

今後におきましては、窓口の機能強化を図るとともに、ビジネスケアラーが安心して相談できる環境整備に努めてまいります。

次に、ビジネスケアラーの支援についてでございます。

ビジネスケアラーの支援は、個人の生活や働き方のみならず、地域社会全体の持続可能性に関わる課題で

あると認識しており、ビジネスケアラーの支援に関する国などの動向に注視しながら、今後の施策課題の一つとして丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 1点要望いたします。

ビジネスケアラーは育児休業などと比較してもキャリアを失う不安から、なかなか会社への開示や相談がしづらいことが指摘されています。

また、事前知識がないことで問題が顕在化してから動くことになり、対応が後手に回ってしまうことも想定されています。

介護する側、される側双方のために、ぜひとも関係部局とも連携して、市内事業者への調査や周知、適正な支援方法を検討していただくことを要望し、次の質問に移ります。